

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日より 入院時食事療養費及び入院時生活療養費が 改定されます

●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

70 歳未満	70 歳以上	標準負担額(1 食当たり)	
		令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
一般及び現役並み所得者の方 (ア・イ・ウ・エ)		4 9 0 円	5 1 0 円
難病患者の方		2 8 0 円	300 円
住民税非課税 (オ)	低所得Ⅱ (*1)	過去 1 年間の入院期間が 9 0 日以内	
		2 3 0 円	2 4 0 円
		過去 1 年間の入院期間が 9 0 日超	
		1 8 0 円	1 9 0 円
	低所得Ⅰ (*2)	本 3 ・ 北 2 ・ 北 3 ・ 北 6 ・ 北 7 ・ 北 8 にご入院の場合	
		1 1 0 円	1 1 0 円
		本 2 ・ 北 5 病棟にご入院の場合	
		1 4 0 円	1 4 0 円

注：

(*1) ①世帯全員が住民税非課税であって、(*2)以外の方

(*2) ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方、
あるいは②老齢福祉年金受給権者の方

なお、(*1)、(*2)に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

朝日野総合病院